

平成26年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 共 通 編 》

資 料

下関市福祉部介護保険課

〔 目 次 〕

1 . 自己点検表の提出について.....	1
2 . 平成25年度に実施した監査について.....	2
3 . 介護サービス事業者の業務管理体制について.....	5
4 . 実地指導において誤解の多い事項について.....	7
5 . 指定居宅介護支援事業の基準等を定める条例について.....	8
6 . 新規指定・指定更新等の手数料について.....	9
7 . 介護保険サービス事業者関係通知集のホームページ掲載について.....	10
8 . 介護保険制度に係る質問がある場合、下関市にはどのように問い合わせるのか？.....	11
9 . 電話番号・FAX番号等が変更となった場合の届出について.....	12
10 . 管理者は事業所の他の職務と併設する事業所の管理者を兼務することができるのか？.....	13
11 . 法人内で常勤の従業員が複数の事業所を兼務する場合、その従業員は常勤になるのか？.....	16
12 . 常勤換算の計算はどのように行うのか？.....	17
13 . 平成26年度介護報酬改定に係る利用者への説明等について.....	19
14 . 重要事項説明書及び各サービス計画の利用者同意欄の記載方法（署名・押印等）について.....	20
15 . 各サービスではどのような事故が発生しているか？.....	21
16 . 会計の区分について.....	23
17 . 個人情報の取り扱いについて.....	24
18 . 介護職員処遇改善実績報告書の提出等について.....	25
19 . 第2回集団指導の開催予定について.....	27
20 . 介護保険施設虐待防止対応促進説明会の開催予定について.....	28
担当者名簿.....	29
生活保護法による指定介護機関の皆様へ～生活保護法改正に伴うご協力をお願い～.....	30

1. 自己点検表の提出について

自己点検表については、点検項目ごとに内容を確認することにより、基準等の理解を促進するとともに自らチェックを行うことを趣旨に、毎年度、下関市に所在する介護保険サービス事業者の皆様には、チェックした自己点検表の提出をお願いしております。

つきましては、平成26年6月末に平成26年度「自己点検表」を、下関市ホームページに掲載いたしますので、必要な様式をダウンロードし、**平成26年7月31日(木)までに提出をよろしく願いいたします。**

なお、提出していただいた自己点検表に基づき、市が行う実地指導の際には実施状況等の確認をさせていただきます。

様 式

平成26年度「自己点検表」

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

平成26年度「自己点検表」について

提 出 先

下関市福祉部介護保険課事業者係

住 所 〒750-0006

下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

提出部数

1部(メールは不可)

2. 平成25年度に実施した監査について

平成25年度に実施した監査について、その概要を説明します。

各事業所におかれましては、介護保険が公的保険制度として介護保険料や税金により運営されていることを今一度認識され、適正な事業運営とサービスの質の向上に努めていただきますようお願い申し上げます。

個人情報保護の観点から、記載する内容が限られています。また、サービスや地域特有の文言を一般的な文言に置き換えている場合があります。

1. 定義

監査（平成24年度まで実施していた営利法人監査を除く。以下同じ）と
 実地指導とは、下表のとおりその性格が異なります。

《POINT》入所者（利用者）様への虐待、重大な基準違反及び不正請求について、
 信ぴょう性のある情報を得た場合は、速やかに監査を実施し、事実確認を行います。

実地指導と監査の違い

	実地指導	監査
実施目的	法令、通達等に定めるサービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項を周知徹底させるため。	指定基準違反や、不正又は著しく不当な介護報酬の請求が認められる又はその疑いがあると認められる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるため。
対象事業所	下関市内に所在する全ての介護保険サービス事業所より選定する。 定期的に全事業所を訪問。	指定基準違反や、不正又は著しく不当な介護報酬の請求が認められる又はその疑いがあると認められる事業所を対象とする。
事前通知	原則実施予定日の1箇月前までに日程調整を行った上で、文書により事前通知を行う。	事前通知を行う場合と行わない場合がある。 現地にて手交。ただし、実地指導中に実地指導を中止して監査に変更した場合ほか緊急を要する場合は通知を交付しない。
想定される行政処分等	行政指導として文書指導や口頭指導を行う場合がある。	行政指導のほか、指定取消しを含む行政処分を行う可能性がある。
報酬返還	請求誤りや解釈誤りによる不当利得について、過誤調整により自主返還を指導する場合がある。	不正請求による不当利得について、返還を請求すると共に、加算金（返還額の40%）を請求する可能性がある。
根拠法令	介護保険法第23条	介護保険法第76条ほか

2. 平成25年度監査実施概要

監査1

事業所名	事業所A ⁽¹⁾	サービス種別	居宅介護支援
監査実施結果	指定取消 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾		
行政処分事項	居宅サービス計画の未作成 ⁽²⁾ 、サービス担当者会議の未開催並びに一部の担当者の未招集及び照会の未実施 ⁽²⁾ 、モニタリングの未記録 ⁽²⁾ 、運営基準減算の未適用 ⁽³⁾ 、虚偽報告 ⁽⁴⁾		
報酬返還	約1,000万円(加算金含む)		
報道発表	平成25年12月9日報道発表		
<p>《POINT》</p> <p>(1) 本監査のきっかけは、利用者から担当介護支援専門員が8、9か月前に1度訪問してから今まで全く訪問がないという苦情相談でした。事実確認を行う必要があるため、当該事業所に対して居宅サービス計画、経過支援記録、モニタリングシート等の提出を求めました。</p> <p>提出された書類を精査すると不自然な内容があったため、再度来庁していただき聞き取りを行うと、当該利用者に係るサービス担当者会議の記録、モニタリングの記録ができていないと説明がありました。他の利用者についても同様の状態であることが疑われたため、直ちに監査を実施し、書類確認及び書類借用しました。</p> <p>(2) 借用書類を精査すると、サービスの追加・中止などの変更時、認定更新及び認定変更時におけるケアプランの未作成、ケアプランの新規作成、計画変更及び認定更新時におけるサービス担当者会議の未開催並びに一部の担当者の未招集及び照会の未実施、モニタリングの記録が残っていない運営基準違反が多数の利用者で確認されました。</p> <p>(3) 上記の運営基準違反について、運営基準減算に該当するにも関わらず、運営基準減算を適用することなく、満額の居宅介護支援サービス費を請求していました。</p> <p>(4) 過去(権限移譲前)に山口県からも同様の指導を受けており、それに対して改善報告を提出しているにもかかわらず、再び同様の運営基準違反を繰り返していました。</p> <p>(5) 監査前に事実確認のために提出を求めた書類についても、本市から連絡後に大幅な書き加えを行ったものを提示し、適正な運営を行っているように見せかける虚偽報告をしていることがわかりました。</p> <p>(6) 行政指導・行政処分の内容は、反復継続性、組織性、悪質性、被害程度の大きさ等の諸条件を総合的に検討して判断します。本件については、運営基準違反に該当する対象利用者数の多さとその期間の長さ、山口県の指導があったにも関わらず運営基準違反を繰り返していること、及び虚偽報告から、反復継続性・悪質性を考慮して取り消し処分と決定いたしました。</p> <p>また、指定取消し日までに、利用者のサービス利用に支障が出ないように、他の居宅介護支援事業所に引き継ぐよう指導しました。</p>			

監査2

事業所名	施設A	サービス種別	施設系サービス
監査実施結果	改善勧告 ⁽¹⁾ 、文書指導、口頭指導		
改善勧告事項	人員基準違反の是正		
文書・口頭指導事項	不適切ケアへの対策 ⁽²⁾ 、人員基準欠如減算の未適用に係る報酬の返還、勤務状況の適正な管理 ⁽³⁾ 、設備基準違反の是正、その他		
報酬返還	あり（自主返還）		
報道発表	なし		
<p>《POINT》</p> <p>(1) 行政指導・行政処分の内容は、反復継続性、組織性、悪質性、被害程度の大きさ等の諸条件を総合的に検討して判断します。本件については、組織性や悪質性が薄かったことから、行政処分の責を負わせるまでは至らないものと判断し、行政指導の最高レベルである改善勧告を行いました。</p> <p>(2) 本監査は虐待に係る情報提供を受けて実施しましたが、監査の結果、市として虐待の事実とがあるとは認められませんでした。しかし、従業者の知識・技術不足や感情的なケアにより、虐待と思われるような仕方のない不適切なケアを行っている事例が見受けられました。従業者は介護のプロとして、介護の理念に立ち、入所者様の意思及び人格を尊重したサービスの提供に努めていかなければならないと考えます。</p> <p>(3) 施設Aは、特定の職種や法人役員である従業者の出勤状況を管理していませんでした。事業所は全ての従業者について、それが専門職や法人役員であっても、出勤状況を適正に管理しなくてはなりません。</p>			

監査3

事業所名	施設B ⁽¹⁾	サービス種別	施設系サービス
監査実施結果	文書指導		
文書指導事項	健康管理体制の再構築 ⁽⁵⁾ 、設備基準違反の是正、ケア記録のマニュアルの再点検及び再研修、褥瘡マニュアルの再点検及び再研修 ⁽⁴⁾ 、ケア記録の適正管理 ⁽²⁾⁽³⁾ 、その他		
報酬返還	なし		
報道発表	なし		
<p>《POINT》</p> <p>(1) 施設Bは元々施設入所時には褥瘡のなかった入所者に対し、約4か月の間の褥瘡の発生から褥瘡からの発熱による病院受診（家族の依頼による）に至るまで、褥瘡に対する処置が適切であったか疑問の余地が残りました。</p> <p>(2) 看護と介護の連携不足により、ケア記録の内容は同じ処置を2度したように誤解を与える記載や、内容が十分把握されておらず、2度同様の処置を行った記録がありました。</p> <p>(3) 相当期間経過後、ケア記録が入所者の家族に渡ったあとに、ケア記録を追記・修正した形跡があり、改ざんと疑われてもしかたがない記載手法を用いていました。</p> <p>(4) 看護師がマニュアルに記載されているにもかかわらず、発赤は褥瘡ではないと認識していました。</p> <p>(5) 管理責任を含めた褥瘡対策、ケア記録の記載手法のマニュアル再作成及び再研修等の健康管理体制を中心に改善報告の提出を求めました。</p>			

3. 介護サービス事業者の業務管理体制について

業務管理体制の整備・届出について

平成21年5月から介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備・届出が義務付けられました。

整備すべき内容は、各事業所が運営する事業所の数によって異なります。

		業務執行の状況の監査
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
事業所等の数 20未満	20以上100未満	100以上

「法令遵守責任者」とは

法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者のことです。

- ・介護サービス事業者（法人）で1名を選任してください。
- ・何らかの資格等を要するものではありません。

「法令遵守規程」とは

業務が法令に適合することを確保するための規程のことです。

- ・事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令を遵守するための内容を盛り込む必要があります。

「事業所の数」とは

介護サービス事業者が指定又は許可を受けている事業所又は施設の数。

- ・事業所の数には、介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者（病院が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ）は除外します。

届出先は、各事業者が運営する事業所等の所在地によって異なります。

区 分	届出先
(1) 事業所等が2以上の都道府県に所在する介護サービス事業者	厚生労働大臣 (地方厚生局)
(2) 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
(3) (1)及び(2)以外の介護サービス事業者（＝全ての事業所等が県内に所在する介護サービス事業者であって(2)以外）	都道府県知事

業務管理体制の整備とは

業務管理体制は、事業者自らがそれぞれの組織形態や規模に見合った合理的な体制を整備するものです。単に法令に定める義務付けの内容を整備・届出することが目的ではなく、事業者自らが法令遵守に取り組む体制を整備する仕組みを構築することが本来の趣旨です。

法令遵守の実践の成否は、経営者や法令遵守責任者にかかっています。事業運営に責任のある経営者等が、法令等遵守に対する責任をしっかりと持ち、事業の適正な運営に取り組むことが重要です。

事業者自らの取り組み状況を届出先の行政機関が行う検査として、業務管理体制確認検査（一般検査）があります。

業務管理体制確認検査について

平成26年度から、業務管理体制に係る確認検査（一般検査）を実施することとしています。検査を行う行政職員は、各事業者が業務管理体制の整備を届け出た届出先により異なります。

一般検査

- ・ 定期的実施。（概ね6年に1回）
- ・ 業務管理体制の整備・運用状況について確認する。
- ・ 調査票の提出による書面検査とする。
- ・ 書面検査で不備、不明瞭な場合は、従業者から運用状況の聞き取りを行う。
- ・ 状況に応じて改善報告書の提出を求める。
- ・ 平成26年度の検査対象事業者は後日通知する。

特別検査

- ・ 指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に実施。
- ・ 事業所本部等への立ち入り、役職員との面談方式で運用実態を確認し、対象事業者の組織的関与の有無を検証する。

4. 実地指導において誤解の多い事項について

実地指導において誤解の多い事項を掲載します。ご理解のほどよろしく願います。

実地指導において誤解の多い事項

- | |
|--|
| <p>×【誤解】実地指導では、利用が終了した利用者の書類は確認されない。</p> <p>【正解】実地指導では、介護保険事業の運営に関する書類一切が対象となります。実地指導実施通知には必要書類を例示しておりますが、その中に記載している書類については、利用が終了した利用者様や、退職した従業員に係るものも含まれますので、ご準備いただきますようお願いいたします。</p> |
| <p>×【誤解】下関市は、あいまいな根拠で介護報酬の返還を指導している。</p> <p>【正解】実施指導において、過誤調整による介護報酬の自主返還を指導する場合がありますが、その根拠は全て明示された基準に基づいており、明確な根拠のないものについて返還を指導したことはありません。</p> |
| <p>×【誤解】事業所開設後最初の実地指導では、報酬返還の指導はされない。</p> <p>【正解】請求誤りや解釈誤りがある場合には、事業所開設後最初の実地指導であるか否かにかかわらず、報酬返還の指導を行う場合があります。</p> |
| <p>×【誤解】人員基準欠如による減算が適用されない場合であれば、1月のうち1日2日程度人員基準を満たさない日があっても、指導はされない。</p> <p>【正解】人員基準欠如による減算が適用されないからといって、その人員基準欠如が容認されているわけではありません。指導対象であり、悪質な場合には、指定取消等の行政処分の対象となる場合があります。</p> |

5. 指定居宅介護支援事業の基準等を定める条例について

指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業の基準等については、これまで国が一律に定めておりましたが、地域主権改革の一環として、これらについては他サービス同様都道府県又は市町村の条例により定めるよう介護保険法が改正されました（平成26年4月1日施行。1年間の経過措置あり。）

上記条例の整備に係るスケジュールは以下のとおりです。

条例の整備に係るスケジュール（予定）

平成26年 9月	:	意見聴取（パブリックコメント）
平成26年12月	:	市議会審議 公布
平成27年 1月～3月	:	周知期間
平成27年 4月 1日	:	施行

地域包括支援センターに関する基準を定める条例の整備も併せて行います。

【参考】制定済みの条例（平成25年4月1日施行）

- ・ 下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第70号）
- ・ 下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第71号）
- ・ 下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号）
- ・ 下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号）
- ・ 下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第74号）
- ・ 下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第75号）
- ・ 下関市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第76号）

6. 新規指定・指定更新等の手数料について

平成26年4月1日から、介護保険サービス事業者の指定等の申請に対する審査に係る手数料を定めるため、下関市手数料条例の一部が改正されました。

これに伴い、平成26年4月1日以降に新規指定・指定更新等の申請のあるすべてのサービスについて、審査に係る手数料を介護保険サービス事業者の皆さまにご負担いただくことになりました。

() 介護老人保健施設については、「指定」を「許可」と読み替えます。

詳細につきましては、下関市ホームページにてご確認ください。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします(平成26年3月24日付け下介第596号にて関係事業所へ通知済。)

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

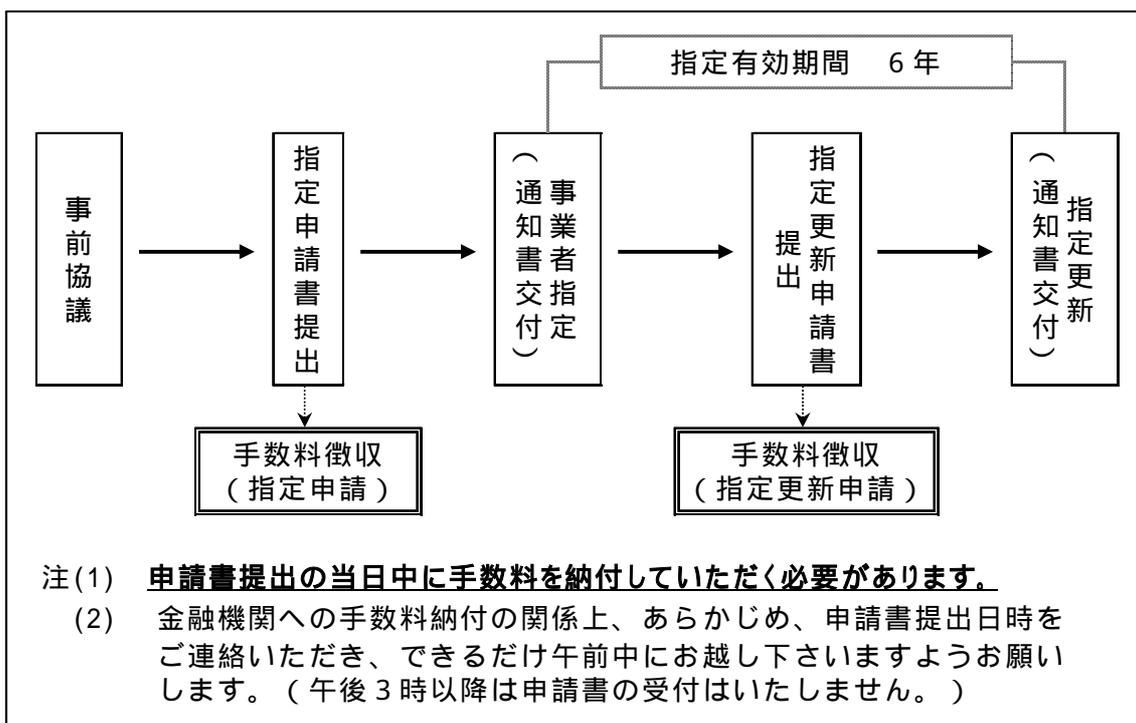
事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

新規指定・指定更新等の審査に係る手数料について

申請の流れと手数料徴収のイメージ



7. 介護保険サービス事業者関係通知集のホームページ掲載について

過去に下関市が介護保険サービス事業者宛に発出した通知や取扱いのうち、代表的なものを下関市ホームページに掲載しています（平成25年11月1日掲載開始）。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ（<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>）
事業者の方へ
保健・福祉
介護保険
介護保険サービス事業者関係通知集（平成 年 月 日現在）

なお、以下の項目については、掲載場所が異なりますのでご注意ください。

- ・事故発生時の報告について（介護保険サービス事業者等における事故報告フローについて）
- ・「同居家族がいる場合の生活援助の算定」について
- ・「認定の有効期間の半数を超えて利用する短期入所」について
- ・軽度者（要支援1・2または要介護1の者。ただし、自動排泄処理装置については、要支援1・2または要介護1・2・3の者。）に対する福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン
- ・施設・事業所内で感染症が発生した場合
- ・施設・事業所内でインフルエンザが発生した場合

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ（<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>）
事業者の方へ
保健・福祉
介護保険
介護保険サービス事業の申請様式等について（訪問通所系サービス）
又は 介護保険サービス事業の申請様式等について（施設系サービス）
又は 地域密着型サービス事業の申請様式等について

8. 介護保険制度に係る質問がある場合、下関市にはどのように問い合わせるのか？

介護保険制度に係る質問は、電子メール又はFAXにて受け付けています。

質問及び回答に対する責任の所在の明確化、また、口頭で質問回答を行うことによる内容の取り違いを避けるため、電話でのお問い合わせには原則お答えいたしません。

過去に口頭で質問回答を行い、その後、意味の取り違いや、「言った」「言わない」のトラブルになった事例もございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

様 式

介護保険制度に係る質問票（下関市ホームページに掲載しています。）

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ（<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>）

事業者の方へ

保健・福祉

介護保険

介護保険サービス事業の申請様式等について（訪問通所系サービス）

又は 介護保険サービス事業の申請様式等について（施設系サービス）

又は 地域密着型サービス事業の申請様式等について

提 出 先

下関市福祉部介護保険課事業者係

E - m a i l kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

F A X 083 - 231 - 2743

注意事項

- (1) 質問票1枚につき1件の質問に限ります。
- (2) 関係法令等をよく読んだ上、事業所の考えを記入し、提出してください。
「事業所の考え」が未記入の質問票が散見されます。
「関係法令等」とは、介護保険法、介護保険法施行規則、下関市の条例及びその解説、費用の額の算定に関する基準及びその関係通知、介護報酬改定に関するQ & A等を指します。
- (3) 回答には時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

9 . 電話番号・FAX 番号等が変更となった場合の届出について

電話番号・FAX 番号等は変更時に届出が必要な項目にはなっていませんが、かいごへるぶやまぐち等にて公開されている情報の 1 つです。

事業所の移転時等に変更の有無を確認しているところですが、現状、すべての事業所の情報が現行のものに変更されているかの確認が取れていません。

については、各事業所において一度かいごへるぶやまぐちをご確認いただき、変更が反映されていない場合は下に示している連絡票の様式にて届出をしていただくようお願いします。

ただし、当月末までに届出いただいた情報の場合、次月の 15 日前後まで変更が反映されない仕様となっています。次月の 20 日を過ぎても変更が反映されない場合は、お手数ですが再度ご連絡ください。

また、今後電話番号等の変更が発生した場合においても、遅滞なくお知らせいただくようお願いします。

なお、連絡票様式については、各種届出の様式と同ページ内「その他の様式」よりダウンロードしてください。

平成 年 月 日

電話番号・FAX 番号・メールアドレス変更連絡票

下関市福祉部介護保険課事業者係 行

FAX 番号 083-231-2743

E-mail アドレス kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

担当者

電話

FAX



下記の介護保険サービス事業所等の連絡先が変更となりましたので、お知らせします。

<事業所名>
<サービス種別>
<事業所番号>
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

※ 複数の事業所等で、同じ電話番号、FAX 番号、メールアドレスの場合は、事業所名、サービス種別、事業所番号の欄に該当する事業所名等をすべて記載してください。

10. 管理者は事業所の他の職務と併設する事業所の管理者を兼務することができるのか？

次項掲載のサービスについては、管理者は、人員基準において「専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。」とされています。

実態として、管理者が事業所内の他の職務を兼務しているにもかかわらず、他事業所の管理者や職務を兼務している事例があり、下関市では、これまで管理者の兼務についての解釈を明確にお示ししていませんでした。

〔 〕兼務が認められるパターン

【例1】同一事業所

通所介護事業所
管理者（A）
介護職員（A） 管理者（A）が兼務

【例2】同一敷地内にある他の事業所

通所介護事業所	訪問介護事業所
管理者（B）	管理者（B）

平成26年度以降は、兼務が認められるパターンとして、

- ・事業所の管理者と事業所内の他の職務を兼務する場合【例1】
 - ・事業所の管理者と同一敷地内の他の事業所の管理者を兼務する場合【例2】
- のいずれかの場合に限って認めることとします。

管理者の兼務の解釈については厚生労働省確認済。

〔 〕兼務が認められないパターン

【例3】同一敷地内にある他の事業所

通所介護事業所	訪問介護事業所
管理者（C）	管理者（C）
介護職員（C） 管理者（C）が兼務	

【例4】同一敷地内にある他の事業所

通所介護事業所	訪問介護事業所
管理者（D）	
介護職員（D） ※管理者（D）が兼務	訪問介護員（D） 管理者（D）が兼務

管理者の兼務が認められない【例3】、【例4】のパターン（L字の兼務）と

なっている事業所の新規指定は、認めないこととし、新規指定の相談時に解消していただくよう指導します。

なお、既存の事業所で、管理者が【例3】、【例4】のパターン（L字の兼務）となっている場合は、今年度中は、経過措置として指導の対象とはしませんが、人事異動等により速やかに人員配置の見直しをお願いします。

あくまでも、管理者は、その職務に専従であることが前提で、管理上支障がない場合に、他の職務に従事することができるかとされているものです。

複数の職務を兼務している管理者が属する事業所におかれましては、今一度、管理者の職務が適切に行われているか点検をお願いします。

管理者のL字の兼務が認められないサービスごとの一覧

サービス名	L字の兼務	根拠条例（注）
（介護予防）訪問介護	不可	居基第7条、予基第7条
（介護予防）訪問入浴介護	不可	居基第50条、予基第50条
（介護予防）訪問看護	不可	居基第66条、予基第66条
（介護予防）通所介護	不可	居基第101条、予基第99条
療養通所介護	不可	居基第117条
（介護予防）短期入所生活介護	不可	居基第149条、予基第131条
（介護予防）特定施設入居者生活介護	不可	居基第219条、予基第205条
（介護予防）特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）	不可	居基第241条、予基第229条
（介護予防）福祉用具貸与	不可	居基第251条、予基第240条
（介護予防）特定福祉用具販売	不可	居基第268条、予基第257条
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	不可	地基第8条
夜間対応型訪問介護	不可	地基第49条
（介護予防）認知症対応型通所介護	不可	地基第63条、地予基第7条
（介護予防）共用型認知症対応型通所介護	不可	地基第67条、地予基第11条
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	不可	地基第84条、地予基第46条
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	不可	地基第112条、地予基第73条
地域密着型特定施設入居者生活介護	不可	地基第132条
複合型サービス	不可	地基第194条

（注）根拠条例の表記については、以下のとおり省略しています。

居 基...下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第70号）

予 基...下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第71号）

地 基...下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号）

地予基...下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号）

居宅介護支援事業所の管理者の兼務についての注意事項

居宅介護支援事業所の管理者は、解釈通知では、「専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなければならないが、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）は必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくても差し支えない。」とされています。

居宅介護支援事業所の介護支援専門員として兼務する場合の注意事項

営業時間中に管理者が介護支援専門員としての業務上の必要性により、一時的に事業所を不在にする場合であっても、その他の従業者等を通じて、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制をしておく必要があります。

訪問系サービス事業所の訪問サービスに従事する従業者と兼務する場合の注意事項

一般的には管理者の業務に支障があると考えられますが、訪問サービスに従事する勤務時間が限られている場合は支障がないと認められる場合もあります。

その他の場合の注意事項

併設する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管理者等との兼務は可能ですが、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められません。

11. 法人内で常勤の従業員が複数の事業所を兼務する場合、その従業員は常勤になるのか？

介護保険制度における「常勤」の定義～解釈通知より抜粋～

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業員が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

併設事業所における具体例（以下、厚生労働省に確認済）

・併設の「訪問介護事業所の訪問介護員」と「通所介護事業所の介護職員」との兼務<イメージ>

【就業規則で定める常勤職員の勤務時間数 35時間/週】

併設事業所	
ヘルパーステーション	××デイサービスセンター
営業日：月～金	営業日：月～金
訪問介護員Aさんの勤務時間 14時間/週（火・木）	介護職員Aさんの勤務時間 21時間/週（月・水・金）
	
合計勤務時間数 35時間/週	

「常勤」とは認められず、「非常勤」となります。

介護・看護職員のような直接処遇職員については、一部の例を除き、解釈通知にいう「同時並行的に行われることが差し支えない職種」とは認められないため、雇用形態として事業者から常勤職員として採用されている場合であっても、介護保険制度上の常勤職員とは認められません。

よって、Aさんの場合、訪問介護事業所では常勤換算0.4の非常勤職員、通所介護事業所では常勤換算0.6の非常勤職員となります。また、市ホームページに掲載している「勤務形態一覧表」での勤務区分は、それぞれの事業所において「C」(非常勤専従)となります(兼務とはならないことに注意！)。

注意事項

サービスによって、「職員のうち1名以上が常勤であること」や「1日を通じて常勤職員を配置すること」が基準上定められている場合がありますので、上記例を参考に、人員基準(常勤配置)違反とならないように注意してください。

12. 常勤換算の計算はどのように行うのか？

常勤換算方法とは

事業所の従業者の1月の勤務時間の合計を、事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）で割ることにより、事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

従業者1人につき、1月の勤務時間の合計に算入することができる時間数は、事業所の常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

事業所の従業者の1月の勤務時間の合計を算出するに当たり、他事業所の職務に従事した時間数は除いてください。（同一事業所において一体的に運営される介護予防サービス又は人員基準において他事業との兼務規定があるものを除く）

また、同一事業所で他職種と兼務している場合についても、人員基準において兼務が認められていないもの又はサービス提供体制強化加算の算定などで職種ごとの常勤換算数を算出する必要がある場合は、兼務した時間は除いてください。

常勤の従業者 については、休暇等で1月の勤務時間が常勤の勤務すべき時間に満たない場合でも、常勤（常勤換算において1）と取り扱います。

ただし、暦月を通じて勤務実績がない場合については、常勤の従業者であっても常勤換算において0となります。

非正規雇用の従業者であっても、就業規則に定める正規雇用従業者の勤務時間と同様の勤務時間の契約となっている場合、常勤の従業者として取り扱います。

非常勤の従業者 については、休暇や出張の時間はサービス提供に従事する時間とはいえないため、常勤換算を行う際の1月の勤務時間の合計には含めないでください。

正規雇用の従業者であっても、就業規則に定める正規雇用従業者の勤務時間に満たない勤務時間の契約となっている場合、非常勤の従業者として取り扱います。

事業所の常勤の従業者が勤務すべき暦月の時間数は、以下のように算出してください。

(例1) 週40時間(1日8時間×週5日)を勤務時間として就業規則に定めている事業所で、28日の勤務表の場合

$$\frac{40 \text{ 時間}}{1 \text{ 週間の勤務時間}} \times \frac{4 \text{ 週}}{\text{週数}} = \frac{160 \text{ 時間}}{\text{月の勤務時間}}$$

(例2) 週40時間(1日8時間×週5日)を勤務時間として就業規則に定めている事業所で、31日の勤務表の場合

$$\frac{(40 \text{ 時間} \div 7 \text{ 日})}{1 \text{ 日当たりの勤務時間}} \times \frac{31 \text{ 日}}{\text{月の日数}} = \frac{177.142857}{\text{月の勤務時間}} \approx 177 \text{ 時間}$$

四捨五入してください。

上記例の方法にて常勤の勤務すべき時間数が算出できない場合(就業規則等において公休日数が年単位で定められている場合等)は、別途ご相談下さい。

【常勤換算の例】

《常勤の勤務すべき時間数が160(8時間×週5日×4週)の事業所の場合》

常勤 A: 160 1
常勤 B: 144 1
常勤 C: 172 1

常勤職員が有休使用などでたまたま常勤の勤務すべき時間に満たない場合や、残業等により常勤の勤務すべき時間を超えた場合についても、常勤(=1)として扱います。

常勤の人数 3

暦月を通じて勤務実績がない場合は、常勤職員であっても常勤換算は0になります。

非常勤 D: 168

非常勤 E: 144

非常勤 F: 88

常勤の従業者が勤務すべき時間数が上限なので、非常勤 D の勤務時間は168 160になります。

$$160 + 144 + 88 = 392$$

非常勤の従業者の1月の勤務時間の合計: 392

$$392 \div 160 = 2.45$$

非常勤の従業者の1月の勤務時間の合計÷常勤の勤務すべき時間=非常勤の従業者を常勤に換算した員数

$$\underline{3} + \underline{2.4} = \underline{5.4}$$

小数点第2位以下は四捨五入ではなく切り捨てを行ってください。

常勤の人数 + 非常勤の従業者を常勤に換算した員数 = 常勤換算後の事業所の従業員数

【実際の従業員数】6人

【常勤換算後の従業員数】5.4人

28日の勤務表の場合です。

13. 平成26年度介護報酬改定に係る利用者への説明等について

平成26年4月1日からの消費税率8%への引上げに伴い、平成26年度の介護報酬改定が行われました。

この度の介護報酬の改定にあたり、以下のとおり周知させていただいたところです。(平成26年3月24日付け下介第596号にて関係事業所へ通知済。)

- ・利用者等の利用料金に変更となる場合は、書面を交付の上、変更となる利用料金の説明を行い同意の署名を得るようにして下さい。
- ・利用者等へ重要事項説明書等により利用料金の説明を行っている場合は、全てのページの交付は必要なく、利用料金が記載されている部分のみでの説明、交付で足りるものとします。
- ・運営規程に利用料金の記載がある場合は、運営規程の変更が必要となるため、市に変更届を提出して下さい。

これらの手続きが未了の事業所等がありましたら、至急対応をお願いします。

なお、平成26年度の介護報酬改定の詳細につきましては、下関市ホームページにてご確認ください。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)
事業者の方へ
保健・福祉
介護保険
平成26年度介護報酬改定お知らせ

14. 重要事項説明書及び各サービス計画の利用者同意欄の記載方法（署名・押印等）について

重要事項説明書や居宅サービス計画、施設サービス計画及び各サービスの個別援助計画は、利用者やその家族に内容を説明することとなっていますが、同意にあたっては利用者本人の同意を得なければなりません。

【利用者本人が同意欄に記入できる場合】

サービスの開始にあたって、重要事項説明書や計画内容に対する同意の意思を利用者と事業者が双方で確認するために、通常は利用者氏名の記入・押印をお願いしているところだと思います。この場合、同意の意思が利用者から確認できているのであれば、介護保険制度の基準上は必ずしも押印までが必要ということはありません。

ただし、介護保険法以外の法令（民法、消費者契約法など）における規定についても事業者内で十分検討の上で、押印等の取り扱いを定めてください。

【利用者の同意意思が確認しがたいと認められる事例】

- ・はじめから利用者氏名が印字されているにもかかわらず、押印がない場合
- ・同一の事業所にもかかわらず、担当する職員によって押印を求めたり、求めなかったりと、取り扱いが違う場合

【利用者や家族にとってわかりやすい工夫がなされていると認められる事例】

- ・代筆者氏名の欄に続柄を記入できるようにされている事例

など

【代筆者が同意欄に記入する場合】

冒頭にあるとおり、重要事項説明書や計画内容においては、利用者本人の同意が必要となります。利用者の身体状況や認知症の状態などにより代筆者が同意欄に記入する場合であっても、利用者氏名は必ず記入するように説明してください。代筆者のみの記名では、要件を満たさないこととなりますので、各事業者においては再度確認をお願いします。

【記入例】 これと同一でなければならないという趣旨ではありません。

利用者の他（ ）

利用者氏名 下関 太郎

（代筆者氏名 下関 花子 続柄 長女）

代筆の場合は、利用者氏名も記載してもらうこと。

20

15. 各サービスではどのような事故が発生しているか？

本市に提出をしていただいている事故報告を事故の再発防止、ケアの質の向上等を目的に情報提供いたします。

1. 事故報告内容に不明の項目がある場合

第1報で不明であった項目が確定した時点で、送付又は送信した事故報告書に「第2報」と記載し、変更箇所を見え消し修正して再度提出して下さい。例：骨折等のけがの程度や、損害賠償の有無が判明した場合など。

2. 事故報告内容の集計結果 四捨五入により構成比は100%にならないことがあります。

1) 報告件数（平成25年4月1日～平成26年3月31日受付分）

総件数は130件（報告の範囲外の内容は除外した。）

2) サービス種別

サービス種別	件数	構成比(%)
訪問介護	2	(1.54%)
通所介護	19	(14.62%)
通所リハビリテーション	3	(2.31%)
短期入所生活介護	6	(4.62%)
特定施設入居者生活介護	7	(5.38%)
小規模多機能型居宅介護	6	(4.62%)
認知症対応型共同生活介護	21	(16.15%)
介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設を含む)	27	(20.77%)
介護老人保健施設	24	(18.46%)
介護療養型医療施設	15	(11.54%)
合計	130	(100.00%)

3) 利用者の性別

性別	人数	構成比(%)
男	22	(16.92%)
女	102	(78.46%)
その他(感染症により罹患者複数のため)	6	(4.62%)
合計	130	(100.00%)

4) 利用者の年齢

年齢	人数	構成比(%)
65歳未満	0	(0.00%)
65～70歳未満	1	(0.77%)
70～75歳未満	9	(6.92%)
75～80歳未満	11	(8.46%)
80～85歳未満	26	(20.00%)
85～90歳未満	32	(24.62%)
90～95歳未満	29	(22.31%)
95～100歳未満	15	(11.54%)
100歳以上	1	(0.77%)
その他(感染症により罹患者複数のため)	6	(4.62%)
合計	130	(100.00%)

5) 事故の原因

原因	件数	構成比(%)
転倒	93	(71.54%)
転落	5	(3.85%)
介護中の事故(推定含む。)	3	(2.31%)
誤嚥	3	(2.31%)
心疾患	3	(2.31%)
交通事故	1	(0.77%)
徘徊	1	(0.77%)
感染症	6	(4.62%)
気道閉塞	1	(0.77%)
その他	1	(0.77%)
不明	13	(10.00%)
合計	130	(100.00%)

6) 事故後の容態

容態	件数	構成比(%)
骨折	103	(79.23%)
インフルエンザ(感染性胃腸炎含む)	6	(4.62%)
離設	1	(0.77%)
死亡	8	(6.15%)
その他	12	(9.23%)
合計	130	(100.00%)

7) 事故の場所

場所	件数	構成比(%)
居室(療養室、病室、居宅等含む)	53	(42.74%)
トイレ(洗面所含む)	10	(8.06%)
共有スペース(談話室、食堂等含む)	37	(29.84%)
浴室(脱衣所含む)	2	(1.61%)
廊下	12	(9.68%)
その他(階段、玄関、不明等を含む)	10	(8.06%)
合計	124	(100.00%)

合計数には感染症含まず

8) 事故後の検証作業について

小さな介護事故であっても、事故やトラブルの原因を一つ一つ検証していけば、未然に多くの大事故を防ぐことが出来ます。種々のサービスによって事故原因のリスクが異なり、それぞれのサービスで検証が必要です。どんな場面で、入所者、利用者(職員)のどのような行動で事故に至ったのか、その検証結果も一部の職員だけでなく、施設(事業所)全体で研修等を通じて周知徹底され、共有する体制が確立されていることが重要です。

16. 会計の区分について

平成25年度の集団指導(P31)において、介護保険サービス事業所の会計の区分について、下記のとおり指導いたしました。

この件については、他法令に係る通知との関係性から疑義が発生しており、その取扱いについて厚生労働省に照会し協議を行っているところです。

よって、当該指導については、現時点では保留といたします。指導方針確定後再度ご連絡いたしますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

19. 会計はどのように区分するのか？

介護保険サービス事業所の会計は、事業所ごとに経理を区分し、かつ、各事業の会計をその他の事業の会計と区分することが求められています。

よって、決算時の、事業所における会計は、以下の点に留意して区分いただきますようお願い申し上げます。

介護保険事業とその他の事業を区分する。
各介護保険サービスを区分する。
介護事業と介護予防事業を区分する。

例1：介護保険事業の訪問看護及び介護予防訪問看護、医療保険事業の訪問看護を提供している場合、介護保険事業の訪問看護、介護保険事業の介護予防訪問看護、医療保険事業の訪問看護のそれぞれの会計を区分する。

例2：1つの法人が同一敷地内の2つの事業所で、訪問介護及び介護予防訪問介護、通所介護及び介護予防通所介護を提供している場合、訪問介護、介護予防訪問介護、通所介護、介護予防通所介護のそれぞれの会計を区分する。

〔留意事項〕

- ・会計は決算時に区分されていれば結構です。
- ・介護事業と介護予防事業を一体的に運営している場合は、収入按分又は利用者数按分など、適切な方法により按分されていれば結構です。支出の内容ごとに按分手法が変わることも考えられます。

「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知)も参照してください。

- ・会計の区分は、必ずしも税理士等に依頼して区分する必要はありません。
例えば、介護事業と介護予防事業を合算した決算書を税理士等に作成いただいている場合であっても、その内容を元に、事業所にて介護事業と介護予防事業を按分した決算資料を作成いただければ結構です。

17. 個人情報の取り扱いについて

介護サービス事業者には、良質かつ適切なサービスの提供が期待されており、また、その提供のために最大限の努力を行う必要があることから、個人情報の保護に対しても、適正な対応が強く求められているところです。

市条例においても「秘密保持等」として個人情報の保護が定められています。

例) 下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第35条 秘密保持等

指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

上記例の第3項に定められている「同意」についてですが、契約書内に記載することにより同意に代える方法、契約書とは別に同意書を提示し同意を得る方法等その方法は多様化しています。また、「サービス担当者会議等」の波線部分についても、事業所ごとに設定範囲が異なるようです。しかしながら近年、色々な形で情報漏洩に至るケースが増えており、個人情報を取り扱う立場として情報管理の徹底が必要とされています。

介護サービス事業者の皆様におかれましては、下記ガイドラインを必ずご確認のうえ、再度個人情報の取り扱いの重大性についてご認識いただき、事業所での個人情報の使用目的、使用範囲等が適正であるかご判断いただきますようお願いいたします。

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働政策全般 > 個人情報保護 > 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日通知、平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ & A (事例集)

18. 介護職員処遇改善実績報告書の提出等について

実績報告書の提出期限について

介護職員処遇改善加算を算定した事業者の方は、どのような賃金改善を実施したか等について報告して頂く必要があります。(H26.5.7 市ホームページ掲載済)

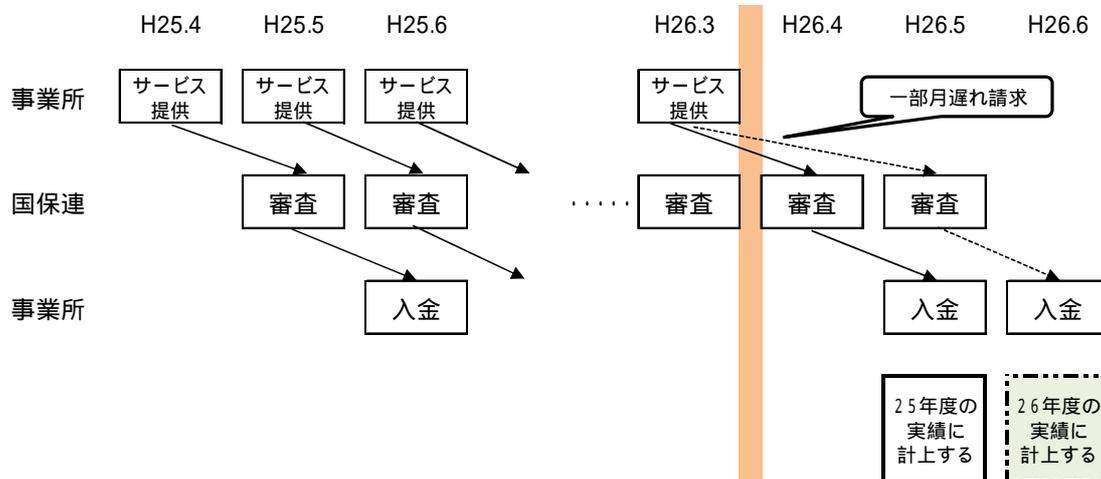
平成25年度分の実績報告書の提出期限は平成26年7月31日(木)です。
昨年度と提出書類が変わっておりますので、ご注意ください。

「提出時チェックシート」「介護職員ごとの支給明細書」の添付が必要となります。

処遇改善加算の月遅れ請求の取り扱いについて

実績報告書中、「平成25年度分処遇改善加算総額」には、平成25年4月～平成26年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担分を含む）を記入します。区分支給限度基準額超過分に係る加算が発生した場合は、その加算額も含む。

ただし、平成26年3月サービス提供分の月遅れ請求は含みません。つまり、国保連における平成25年5月～平成26年4月審査分（平成25年6月～平成26年5月入金分）までの加算総額（利用者負担分を含む）を記入することとなります。



なお、賃金改善額が加算総額を上回ることが加算の算定要件となっておりますので、現時点で賃金改善額が加算総額を下回っている場合は、一時金等で早急に支給されるようお願いいたします。

加算対象職種について

加算の対象となる具体的な職種は、次頁に示す一覧表のとおりです。

サービス種類	人員基準上の職種名
(介護予防)訪問介護	訪問介護員等(サービス提供責任者を含む)
(介護予防)訪問入浴	介護職員
(介護予防)通所介護	介護職員
(介護予防)通所リハビリテーション	介護職員
(介護予防)短期入所生活介護	介護職員
(介護予防)短期入所療養介護(老健・病院等)	介護職員
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護職員
介護老人福祉施設	介護職員
介護老人保健施設	介護職員
介護療養型医療施設	介護職員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等(オペレーターのみに従事する場合は除く)
夜間対応型訪問介護	訪問介護員等(オペレーター、面接相談員のみに従事する場合は除く)
(介護予防)認知症対応型通所介護	介護職員
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	介護従業者(看護師、准看護師のみに従事する場合は除く)
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	介護従業者
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護職員
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護職員
複合型サービス	介護従業者(看護師、准看護師のみに従事する場合は除く)

19. 第2回集団指導の開催予定について

平成27年度に介護保険制度改正が予定されていることから、平成26年度第2回集団指導の開催を予定しています。

年度末のご多忙な時期かと存じますが、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

第2回下関市介護保険サービス事業者集団指導開催概要（予定）

1. 開催日 平成27年3月中旬～下旬

2. 場 所 未定

下関商工会館とは限りませんので、ご注意ください。

20. 介護保険施設虐待防止対応促進説明会の開催予定について

高齢者虐待防止については、日ごろから十分ご注意いただいているところだとは思いますが、それでも、本市には、入所者（利用者）様への虐待や、不適切ケアに関する通報が寄せられてきています。

そこで、介護保険施設その他入所系サービス従業者による高齢者虐待防止について、以下のとおり説明会の開催を予定しております。

対象事業者の皆様におかれましては、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

平成26年度介護保険施設虐待防止対応促進説明会開催概要（予定）

1. 開催日 平成26年10月頃
2. 対象者 下関市内に所在する下記の各施設・事業者
 - ・指定介護老人福祉施設
 - ・介護老人保健施設
 - ・指定介護療養型医療施設
 - ・指定（介護予防）短期入所生活介護事業者
 - ・指定（介護予防）短期入所療養介護事業者
 - ・指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者
 - ・指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者
 - ・指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者
 - ・指定地域密着型介護老人福祉施設
3. 場所 下関商工会館
4. 内容 行政説明（下関市介護保険課職員）
講演（外部講師）

なお、本会は「研修会」の開催を予定しているものではありません。各事業者における今後の高齢者虐待防止対応のための契機やヒントを提供する「説明会」の開催を予定しているものです。各事業者が高齢者虐待防止対応についてこれまで以上の自己研さんを行うための、「呼び水」であるのご理解ください。

担当者名簿

介護保険サービス事業者の指定・指導・事業運営に係る相談対応等の業務は、下関市福祉部介護保険課事業者係（下関商工会館4階）にて行っています。

サービス及び相談票・協議書別の担当者名は以下のとおりです（平成26年6月時点）。

平成25年4月1日より係名が変わっておりますので、運営規程・重要事項説明書等に連絡先として記載している内容を今一度ご確認ください。

下関市福祉部介護保険課事業者係 担当者名簿

下関市福祉部介護保険課事業者係

〒750-0006 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

T e l 083-231-1371

F a x 083-231-2743

サービス名	介護 予防	担当者	
		職	名
訪問介護		係長	田島
		主任主事	高須賀
訪問入浴介護		主事	豊川
訪問看護		主任主事	小橋
訪問リハビリテーション		主任	河村
		主任主事	難波
居宅療養管理指導		主任	藤野
通所介護		主任	河村
		主任主事	難波
通所リハビリテーション		主任主事	藤野
		主任	難波
短期入所生活介護		主任主事	藤野
短期入所療養介護 (老健) (療養型)		主任	岩本
		主任	山崎
特定施設入居者生活介護		主任主事	高須賀
福祉用具貸与		主任	本名
特定福祉用具販売		主任	本名
居宅介護支援		主事	進藤
介護老人福祉施設		主任	岩本
介護老人保健施設		主任	山崎
介護療養型医療施設		主任	本名
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		主事	豊川
夜間対応型訪問介護		主事	豊川
認知症対応型通所介護		主任	難波
		主任主事	藤野
小規模多機能型居宅介護		主任	河村
認知症対応型共同生活介護		主任主事	小橋
地域密着型特定施設入居者生活介護		主任主事	高須賀
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		主任	岩本
複合型サービス		主任	河村
介護予防支援		主事	進藤

相談票・協議書名	担当者	
	職	名
同居家族がいる場合の生活援助の算定	主事	豊川
認定の有効期間の半数を超えて利用する短期入所	主任	岩本
軽度者に対する福祉用具貸与	主任	本名

生活保護法による指定介護機関の皆様へ

～生活保護法改正に伴うご協力をお願い～

生活保護法（以下「法」といい、改正前の法を「旧法」、改正後の法を「新法」という。）の改正に伴い、指定介護機関制度の見直しが行われ、平成26年7月1日より施行されることとなりました。

改正の概要は以下のとおりです。

1. 指定の要件及び取消要件の明確化

(1) 指定の要件・・・欠格事項のいずれかに該当するときは指定してはならない。また、指定除外要件のいずれかに該当するときは、指定しないことができる。

(欠格事項の例)

- ・申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(指定除外要件の例)

- ・被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

(2) 指定の取消要件・・・新法第51条第2項各号いずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(取消要件の例)

- ・指定介護機関の申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定介護機関の介護報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定介護機関が、不正の手段により指定介護機関の指定を受けたとき。

2. 介護保険法の指定又は開設許可があったときの指定介護機関のみなし指定

- (1) 介護機関について、介護保険法における指定又は許可があったときは、その介護機関は、新法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされます。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）があらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りではありません。

旧法の指定を受けている指定介護機関は施行日において新法の規定による指定を受けたものとみなされます。

ただし、平成26年6月30日以前に介護保険法での指定を受けかつ法の指定を受けていない介護機関については、みなしの対象とはならず、法の指定を受けたいときは、申請が必要となります。

- (2) 新法第54条の2第2項の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされた指定介護機関が、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定の取消しがあったとき、又は指定の効力が失われたとき（以下「事業の廃止等」という。）は、その指定の効力は失われます。

旧法の指定を受けている介護機関については、新法第54条の2第1項のみなし指定を受けたものであるため、事業の廃止等においても、法による効力は失われません。ただし、当該指定介護機関が旧法第54条の2第2項の規定による指定を受けたもの（地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設）については、新法第54条の2第2項の規定による指定を受けたものとみなされるため、事業の廃止等の場合法による指定の効力は失われます。

3. 不適切な事案等への対応の強化

- (1) 検査対象者の拡大
(2) 不正利得の徴収金
(3) 指定介護機関への指導体制の強化

今後とも、指定介護機関介護担当規程及び介護方針告示に従って、法による介護サービスを適切に提供していただくようお願いいたします。

下関市福祉事務所 生活支援課 給付係 (TEL083-231-1172 FAX083-231-1736)
